

坂井市庁舎における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

令和7年10月20日

坂井市告示第301号

(趣旨)

第1条 この告示は、業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、犯罪の防止、職員への不正な圧力及び要求等の排除を図ることを目的として、市が庁舎に通話録音装置を設置し、その通話を録音したデータの管理運用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎 本庁舎並びに三国支所、丸岡支所及び春江支所の庁舎をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話開始と同時又は通話中に、自動若しくは手で通話内容を録音し記録する装置をいう。
- (3) 通話録音データ 通話録音装置により電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で記録された媒体をいう。以下同じ。)に記録された音声のデータ(これに付随する通信日時、通話時間及び通話当事者の電話番号等の情報を含む。)をいう。

(総括管理者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置総括管理者(以下「総括管理者」という。)を置き、総務部長をもって充てる。

2 通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、財務部監理課長及び生活環境部各支所長をもって充てる。

3 通話録音装置管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置き、総務部総務課長をもって充てる。

4 総括管理者は、管理責任者及び管理取扱者以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(個人情報保護)

第4条 総括管理者、管理責任者及び管理取扱者(以下「総括管理者等」という。)

は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を遵守し、通話録音装置の運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 総括管理者等は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

3 総括管理者等は、通話録音データにより知り得た情報をみだりに他人に知ら

せ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音装置の管理)

第5条 管理責任者は、通話録音装置を、設置場所の施錠その他適切な方法により管理するものとする。

(通話録音データの保存期間)

第6条 通話録音データの保存期間は、90日間とする。ただし、総括管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第7条 通話録音データは、通話録音装置の設置の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法第69条第2項の規定に基づく場合又はその他法令に基づく場合は、この限りでない。

2 総括責任者等は、前項ただし書の規定により通話録音データを利用し、又は提供しようとするときは、法及び坂井市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年坂井市条例第2号)の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(複製データの作成及び保存期間)

第8条 管理取扱者は、次に掲げる場合は複製データを作成することができる。

(1) 法に基づき開示又は提供する場合

(2) その他総括責任者が第1条に定める目的の達成のため必要と認めた場合

2 複製データは、加工してはならない。

3 管理取扱者は、複製データを作成したときは、複製データ保存台帳(別記様式)に記録するとともに、複製データを適切に管理するよう努めなければならない。

4 複製データは、その目的が達成された場合又は保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。

(苦情の処理)

第9条 総括管理者等は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するよう努めなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年11月4日から施行する。